



神奈川県

KANAGAWA



2019年3月

かながわ里地里山保全等促進指針

■ 人々に豊かな恵みと潤いを与え、未来に引き継がれる「里地里山」を目指して

目 次

1	指針の趣旨と役割	1
(1)	趣旨	1
(2)	役割	2
2	取組実績と課題	3
(1)	実績	3
(2)	課題	11
3	かながわの里地里山のめざす姿と施策の方向	12
(1)	かながわの里地里山のめざす姿	12
(2)	施策の方向	12
ア	施策の方向	12
イ	重点的に取り組む事項	13
ウ	施策展開の視点	15
(3)	主な取組	18
ア	里の力 ～地域の人々に守られている里地里山～	19
イ	まちの力 ～みんなに大切にされている里地里山～	21
ウ	里の世話人 ～里地里山のコーディネート～	23
4	その他里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	25
(1)	指針の推進主体	25
(2)	県の推進体制	25
(3)	国への提案活動	25
(4)	指針の進行管理	25
	(参考)	
1	施策体系とスケジュール	26
2	施策の推進体制図	27
3	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	28
4	地域選定及び協定認定の状況（2019年3月現在）	32
5	かながわグランドデザインにおける里地里山保全の位置づけ	37
6	取組事例	39
7	かながわの里地里山に対する期待とアンケート結果概要	39
8	市町村の条例等独自の取組	40
9	神奈川県里地里山保全協議会	41

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の仕組み (平成 19 年 12 月 25 日 神奈川県条例第 61 号)

○ 目的 ○

里地里山の有する「四季折々の風景」、「多様な生物を育む空間」、「生活文化の伝承の場」、「自然とのふれあいの場」などの多面的機能の発揮と次世代への継承を図ることにより、県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的としています。

○ 仕組み ○

① 「里地里山保全等地域」の選定（第8条）

地域住民等の主体的な活動によりその保全・再生・活用が図られると認められる地域を市町村からの申出等により県が選定します。

② 「里地里山活動協定」の認定（第9条～第12条）

選定地域で活動する団体と土地所有者等との間で締結された協定を県が認定します。

③ 活動の支援（第13条）

県は、その活動が継続的に行われるよう支援します。

条例と指針の関係

里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第7条では、知事が里地里山の保全等の促進に関する指針を定めることになっています。

里地里山とは

人が住み生活をしている集落である「里」と、田んぼ、畑などの「農地」や雑木林、竹林などの「山」とが一体となった地域で、農林業や生活の営みの中で人々が「自然」に働きかけることによって、長い時間をかけて形づくられたところです。

里地里山の多面的機能とは

「里地里山」は、昔から農林業やそこに住む人々の生活の営みの中で、長い時間をかけて人の手を入れることで形づくられ、維持されてきました。

最近では、そのような農林業の生産の場や生活の場としての機能以外に、「美しい風景」、「多様な生物を育む空間」、「災害の防止」、「生活文化の伝承」など、多くの県民に「恵み」をもたらす有益な機能が注目を集めています。

このような里地里山の多面にわたる機能のことを「里地里山の多面的機能」と呼んでいます。

昔ながらの田植え



多様な生物を育む空間



地域の生活文化の伝承



1 指針の趣旨と役割

(1) 趣旨

里地里山は、農林業の生産の場や生活の場として形成され、良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供などの多面的機能を発揮しており、その多面的機能のもたらす恵みは多くの県民に享受されています。

しかしながら、近年、産業構造や生活様式の変化、農家の高齢化、集落の混住化等により、里地里山では適切な管理がされにくくなっており、その多面的機能が失われつつあります。

県ではこのような状況を踏まえ、「里地里山の多面的機能の発揮と次世代への継承を図る」ことを目的として「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」（平成19年神奈川県条例第61号。以下「条例」という。）を制定し、平成20年4月1日から施行するとともに、条例第7条の規定に基づき、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針を平成21年3月に定め、平成26年3月に改定し施策を実施してきました。

条例施行から10年、県内の里地里山保全等の活動は着実に進んできており、条例及び指針は一定の役割を果たしています。

また、県の総合計画である「かながわランドデザイン・第2期実施計画 プロジェクト編」の「21 自然～多様な生物を育む自然環境の保全と活用～」において、生活にうるおいやすらぎをもたらすことなど自然の有する多面的機能の維持・回復を図るという目標を掲げ、「里地里山の保全・活用」に取り組んできました。

一方、里地里山を取り巻く状況は活動団体の高齢化や人手不足、活動資金の不足などにより継続的な活動が危惧されています。

世界的な動きとして、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」によるSDGs（持続可能な開発目標）への取組が進められ、国内においても、環境省の重要里地里山500の選定や、森林環境税の創設といった取組が進められているところです。

こうした社会情勢の変化を踏まえ引き続き里地里山の保全等を推進していくため、指針の改定を行いました。

改定に当たっては、県民や活動団体の皆様から貴重な御意見や御提案を受けるとともに、神奈川県里地里山保全協議会での熱心な御議論をいただきました。御協力いただいた多くの方々に深く感謝申し上げます。

(2) 役割

この指針は条例の目的の達成に向け、今後の本県における里地里山の保全等の促進に関する目標を示すとともに、その目標を達成するために県が条例第3条に定める基本理念にのっとり取り組む施策の方向及び当該施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を明らかにするものです。

条例第3条に定める三つの基本理念

- 1 土地所有者等及び地域住民の主体性の尊重
- 2 土地所有者等、県民、県、市町村等相互の連携及び協働
- 3 地域の農林業の営みを尊重した継続的な保全等

2 取組実績と課題

(1) 実績

平成 26～30 年度までは、条例の基本理念を踏まえ、3つの柱（里の力、まちの力、里の世話人）による施策を実施してきました。

（里の力、まちの力、里の世話人については12ページを参照）

ア 里の力

(ア) 里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進

選定地域はこの5年間で4地域増え、協定認定は毎年度1団体以上の認定が進み、8団体が増える等着実に広がりを見せてきました。

また、協定を廃止した団体がないことから、これまでの里地里山保全等の取組は順調に進んでいるといえます。

計画

施策	H26	H27	H28	H29	H30～
里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進	地域選定及び協定締結の促進				

実績

（地域数、団体数。（ ）は累計）

施策	H26	H27	H28	H29	H30
里地里山保全等地域の選定の促進	2地域 (19地域)	— (19地域)	1地域 (20地域)	— (20地域)	1地域 (21地域)
里地里山活動協定の締結の促進	3団体 (19団体)	1団体 (20団体)	2団体 (22団体)	1団体 (23団体)	1団体 (24団体)

新たな選定地域



厚木市
荻野地域



南足柄市
内山地域



松田町
寄地域



厚木市
小鮎地域

(イ) 里地里山活動協定に基づく活動の支援

認定里地里山活動協定に基づいて行われる保全等の活動を促進するための支援を行い、継続的に農林地等の保全等の活動が行われました。

また、保全活動を行う上で必要となる技術向上のための研修会に参加できるよう人材育成への支援にも努めてまいりました。

計画

施策	H26	H27	H28	H29	H30～
里地里山活動協定に基づく活動の支援	活動への支援				
	人材育成の取組への支援				

実績

(支援団体数)

施策	H26	H27	H28	H29	H30
里地里山活動協定に基づく活動の支援	18 団体	20 団体	21 団体	23 団体	23 団体

保全等の活動

草刈り



(南足柄市大雄町五本松・原地域)

稲刈り



(秦野市名古木地域)

イ まちの力

(ア) 里地里山の保全等に対する県民の理解の促進

「里地里山に対する理解促進」の取組として里地里山シンポジウムの開催や「里地里山にふれあう機会の提供」として子ども里地里山体験学校を開催し、おおむねスケジュールどおりに施策を進めることができました。

計画

施策	H26	H27	H28	H29	H30～
里地里山の保全等に対する県民の理解の促進	シンポジウム ●	○ 里地里山に対する理解促進	シンポジウム ●		シンポジウム ●
	体験学校 ●	○ 里地里山にふれあう機会の提供 体験学校 ●	体験学校 ●	体験学校 ●	体験学校 ●

実績

内容	H26	H27	H28	H29	H30
シンポジウム	H27. 1. 24 (川崎市) 総数 454 名	—	H29. 2. 4 (松田町) 総数 352 名	—	—
体験学校	3 回 (厚木市七沢) 田植え・稲刈り 下草刈り しめ縄作り等 延べ 122 名	3 回 (秦野市名古屋) 野菜の栽培 生き物調査 里山めぐり等 延べ 66 名	—	2 回 (箱根町畑宿) 自然薯栽培 草取り 旧東海道散策 寄せ木細工等 延べ 55 名	1 回 (秦野市寺山) 蕎麦刈取り 里地里山散策 竹細工等 38 名
イベント等の 情報発信	<p>実施 (ホームページ)</p> <p>実施 (フェイスブック)</p>				

(イ) 都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進

「都市住民等との交流促進への支援」については活動団体が実施する都市住民との交流イベントの開催などに支援しました。「人材育成の取組への支援」については、活動団体ごとにボランティアを必要とする作業内容が異なることから、統一したボランティア育成・登録の仕組みは出来ませんでした。ホームページ等を通じての募集や活動団体が行う研修などの取組に対し支援を行いました。

また、「企業等との連携の促進」については、企業等に活動団体を紹介するマッチングを行い、連携したイベントの開催などの取組が進んでいます。

計画

施策	H26	H27	H28	H29	H30～
都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進	○	都市住民等との交流促進への支援			
	○	人材育成の取組への支援			
	実施				
	○	ボランティア育成・登録の仕組み			
	検討	試行	実施		
	○	企業等との連携の促進			
実施					

実績

施策	H26	H27	H28	H29	H30～
都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進	○	都市住民等との交流促進への支援			
	○	人材育成の取組への支援			
	実施				
	○	ボランティア育成・登録の仕組み			
	検討	実施			

実績 企業等との連携の促進

企業等名	内容
小田急電鉄株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・「金次郎のふる里を守る会（小田原市）」との菜の花まつり（H25 以前から） ・「金次郎のふる里を守る会（小田原市）」との水辺の生き物教室（H26～） ・「金次郎のふる里を守る会（小田原市）」との秋野菜の収穫教室（H26～28） ※H29～は、秋の収穫教室として開催 ・「蓑毛里地里山保全地域を守る会（秦野市）」との森の観察会（H26） ・「黒川里地里山保全会（川崎市）」との里山の観察会（H27～） ・「蓑毛里地里山保全地域を守る会（秦野市）」との農業体験教室（H27～） ・「箱根旧街道畑宿里山と清流を守る会（箱根町）」との未病改善体験イベント（旧街道石畳ウォーキング等）（H30）
NPO 法人 よこはま里山 研究所 等	<ul style="list-style-type: none"> ・「小松・城北」里山をまもる会との Green Gift 地球元気プログラム（H28～）（年 2 回開催。東京海上日動火災保険株式会社 協賛）
公益社団法人 神奈川県 観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・物産・観光プラザ「かながわ屋」での里地里山産品販売・パネル展示（H26～）

県民の里地里山に対する認知度と期待

里地里山シンポジウムなどのイベントの機会に、県が参加者(主に都市住民の方)にアンケートを実施したところ、「里地里山」という言葉の認知度は、イベントによりばらつきが見られ30%~95%という結果でした。

また、平成30年2月に実施したe-かなネットアンケート(※1)では、条例の認知度は2割弱という結果でした。イベントによるばらつきは見られますが、「里地里山」と「条例」のいずれの認知度も、5年前(※2)と比較すると、若干上昇がみられました。

さらに、県が実施する「子ども里地里山体験学校」では、米作りや野菜作り、地域の散策などの様々な体験を行い、参加者からは、次のような感想や県への要望が寄せられました。

感想として

- ・ 普段できない事が体験できた。
- ・ 親子で一緒に体験することができた。
- ・ 里地里山を理解してもらうためにはこのような企画が必要
- ・ 里地里山への予算面での支援が必要
- ・ この体験を周りの人にも伝えていきたい。
- ・ 街中ではできない自然の中での遊びを体験できた。

要望として

- ・ こうした企画の継続、広報・周知を図って欲しい。

※1 e-かなネットアンケート

インターネットを利用した県のアンケートシステムで、誰でも参加が可能なもの。そのため回答者の年齢、地域などに偏りが生じることがある。

※2 5年前のアンケート結果

「里地里山」という言葉の認知度：35%~80% (イベントによるばらつきあり)
条例の認知度：1割 (平成25年5月実施のe-かなネットアンケート)

子ども里地里山体験学校



(H29 箱根町畑宿地域)

里地里山シンポジウム



(H28 松田町)

ウ 里の世話人

「里の力」や「まちの力」を十分に発揮させ、保全等の活動が継続的なものとなるよう次の施策を講じました。

(ア) 里地里山のコーディネート

活動団体と都市住民等の連携を促進するために、里地里山に見識のある方が、活動団体と都市住民や行政機関等の連携、情報発信及び経済活動などの取組に対する助言等を行う、「里地里山のコーディネート」制度をつくり、里地里山の保全等を進める上での課題解決に向けた活動団体への取組を実施しました。

計画

施 策	H26	H27	H28	H29	H30～
里地里山の コーディネート	○	里地里山の コーディネートの推進			
	試行		実施		

実績

施 策	H26	H27	H28	H29	H30
里地里山の コーディネート	・活動支援 4団体	・活動支援 3団体	・活動支援 4団体	・活動支援 1団体 ・新規掘り起 こし支援 1団体	・活動支援 1団体 ・新規掘り起 こし支援 1団体 ・地域選定支援 3市

(団体数)

(イ) 活動団体相互の連携の強化

「活動団体の交流の促進」については、計画どおり交流会を開催し、活動団体相互での現地交流等も促進されました。

「活動に関する情報・ノウハウの共有」については、事例集の作成を行い各活動団体において活用が図られました。

施 策		H26	H27	H28	H29	H30～
活動団体相互の 連携の強化	計画	○ 交流会 ● 事例集 ●	○ 活動団体の 交流会 ● 活動に関する 事例集 ●	交流の促進 情報・ノウ 交流会 ● ハウの共有 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●
	実績	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●

(ウ) 大学、研究機関等との連携による調査・研究の推進

「保全等の効果の検証・評価」及び「保全等の手法の調査・研究」については、平成 27、28 年度に横浜国立大学と連携して里地里山の保全等の効果や手法の有効性に関する調査・研究を実施し、条例にもとづく里地里山の保全、再生、活用の取組により、多面的な効果が徐々に発現してきており、当該施策の妥当性についての評価が得られました。

また、里地里山の公益的なサービスの意義を行政や社会がしっかりと受け止め、市民に広く呼びかけて、保全活動のネットワークを拡大していく必要があるとの報告を受けました。

さらに、調査・研究成果については、「シンポジウム」の場などを通じて県民や活動団体に情報発信を行ないました。

施 策		H26	H27	H28	H29	H30～
大学、研究機関等との連携による調査・研究の推進	計 画	○ 保全等の効果の検証・評価 ○ 保全等の手法の調査・研究				
		検 討	調査研究			
			研究成果発表 ●		研究成果発表 ●	
	実 績	検 討		調査・研究		成果活用
研究成果発表 ●			研究成果発表 ●			

活動団体交流会



(H29 海老名市)

横浜国立大学の研究成果発表



(H28 松田町「里地里山シンポジウム」)



里地里山保全情勢を取り巻く最近の動向

[SDGs (持続可能な開発目標)]

平成 27 年 9 月、国連サミットにおいて全会一致で SDGs が採択され、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標が設定された。

また、県では、SDGs の関連施策の展開例や取組などを示すことで、県、市町村、企業、大学、NPO、県民等のすべてのステークホルダー（関係者）と一体となって SDGs を推進することを目的に、平成 30 年 12 月に「かながわ SDGs 取組方針」を定めた。

※SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。17 の目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成。2 飢餓をゼロ、8 働きがいも経済成長も、12 つくる責任つかう責任、15 陸の豊かさも守ろう、17 パートナリーシップの目標が里地里山保全に主に関係している。

[ESD (持続可能な開発のための教育)]

平成 28 年 3 月、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議において、我が国における「持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するグローバル・アクション・プログラム (GAP)」実施計画 (ESD 国内実施計画) が策定され、今後関係省庁は、GAP が定める 5 つの優先行動分野 (①政策的支援、②機関包括型アプローチ、③教育者、④ユース、⑤地域コミュニティ) に沿って取り組んでいくこととなった。

[森林環境税及び森林環境譲与税]

平成 29 年 12 月、「平成 30 年度税制改正の大綱」が閣議決定され、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を確保し、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てる観点から、平成 31 年 4 月より森林環境税等が創設されることになった。

[重要里地里山 500 の選定]

平成 27 年 12 月、環境省では、さまざまな命を育む豊かな里地里山を次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、全国で 500 箇所を「生物多様性保全上重要な里地里山 (重要里地里山)」として選定した。神奈川県からは 28 地域が選定され、全国で一番多くなっている。

[未病の改善]

県では、子どもから高齢者まで誰もが笑って元気に生き生きとくらす社会の実現を目指し、①バランスの良い食生活への改善や口腔機能を大切にする「食」、②日常生活にスポーツや運動、適度な睡眠などを取り入れる「運動」、③ボランティアや趣味の活動等で他者と交流し、社会とのつながりを持つ「社会参加」の 3 つを柱とした、「未病改善」の取組を進めている。県民の方が実際に里地里山を歩いたり、保全活動に参加したりといった里地里山保全施策も、「運動」や「社会参加」といった点で、この未病改善の取組と言える。

(2) 課題

これまでの指針の取組実績などから、施策の方向別に次のような課題が見えてきました。

ア 里の力

本県都市部の人口は増加しているが、その他の地域では減少がみられ、里地里山の保全等の活動を行う団体においても若い世代の担い手が増えず高齢化が進んでいます。

また、活動の中心となる方達の善意と強い責任感によって保全活動がなされてきた事実は否めず、活動に関わる人々の減少に伴い、保全のための資機材確保や理解を深めるためのイベント開催など、活動を継続していく上で必要となる資金の不足が顕在化してきています。

このように、新たな担い手の確保が進まないことによる人手不足や、活動資金不足などは、前回指針改定時から解決すべき問題であり、継続した活動が危惧される状態となっています。

里地里山の多面的機能を発揮させ、次世代へ継承していくという条例の目的を達成するため、今後とも里地里山保全等地域の選定や、里地里山活動協定の認定を促進し、活動を継続していくために必要な担い手確保や資金不足の解消を図ることが課題となっています。

イ まちの力

イベント等を通じて里地里山の保全等の重要性への理解は進んできていますが、里地里山の保全等に関心の低い方々への理解が進んでいないと考えられます。

また、里地里山の保全等の活動内容や、活動への参加方法など、まちの人々が里地里山に関わるための具体的な情報提供が不足しており、十分な参加がされていない状況です。

条例の目的を達成していくためには、里地里山に関する様々な情報を多くの県民や企業等へ積極的に提供し、さらには小学校等の教育現場で里地里山が持つ多面的機能の意味や保全の意義を伝え、活動への参加を促進していくことが課題となっています。

ウ 里の世話人

里地里山の活動団体では、活動を推進していくための専門的アドバイスや、活動を継続的に支援してくれる県民や企業等との連携強化に対するニーズがあります。

そこで、地域や活動団体の課題に即して、実践的かつ機動的に助言や調整を行うため、里地里山を総合的にコーディネートする仕組みを作り、支援しているところです。

しかし、里地里山の保全等を行うためには、担い手不足の解消や地域内での活動に対する理解を得ることも必要となってきたため、自治会や地域で他の活動を行っている団体等との連携を図ることが課題となっています。

3 かながわの里地里山のめざす姿と施策の方向

(1) かながわの里地里山のめざす姿

県は、様々な特色に彩られた里地里山が身近に存在し、県民がその多面的機能の豊かな恵みに触れることにより、生き生きとした潤いのある生活を送ることができるよう、「人々に豊かな恵みと潤いを与え、未来に引き継がれる里地里山」を目指します。

(2) 施策の方向

ア 施策の方向

(1) の「かながわの里地里山のめざす姿」を実現するための施策は、条例第3条に定める三つの基本理念

- 1 土地所有者等及び地域住民の主体性の尊重
- 2 土地所有者等、県民、県、市町村等の相互の連携及び協働
- 3 地域の農林業の営みを尊重した継続的な保全等

や、これまでの実績や課題を踏まえ、次の方向で推進することとします。

(ア) 里の力 ～地域の人々に守られている里地里山～

里地里山は、地形や気候といった、その土地固有の自然と人が共生する中で形成されてきたものであり、人々の生活様式や農林業の営みも、地域によって独特のものがああります。

このため、「里」に住み、農林業を営み、その地域の特性などをよく理解し、地域に愛着を持つ人々を主体とした保全等の継続的な活動が推進されるよう、今までの施策に加えて地域や活動団体の経済的な取組に対する必要な施策を講じます。

(イ) まちの力 ～みんなに大切にされている里地里山～

里地里山の多面的機能のもたらす恵みは、「里」の人々だけではなく、里地里山以外の「まち」の人々にも広く享受されています。

このため、「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対するより一層の理解と里地里山の保全等の活動への参加を促進し、企業や大学等も含めた「まち」と「里」の人々とが相互に連携・協働した保全等の取組が推進されるよう、必要な施策を講じます。

(ウ) 里の世話人 ～里地里山のコーディネーター～

里地里山の多面的機能を発揮させ、これを次世代へ継承していくためには、里地里山の保全等が世代を超えて継続的な活動として行われる必要があります。

このため、「里の力」や「まちの力」を十分に発揮させ、これらを効果的に結び付けるための連携の強化などの取組を促進し、保全等の活動が里の力の施策として継続的なものとなるよう、必要な施策を講じます。

イ 重点的に取り組む事項

課題	重点的に取り組む事項
保全のための資金確保	交流促進
理解不足	情報発信
担い手不足	連携強化

具体的な取組内容

- ・ 里地里山の地域資源を活用した交流の促進
- ・ 市町村や企業等と連携した様々な主体からの情報発信
- ・ 自治会等の地域団体との連携強化

菜の花まつり



(小田原市東栢山地域)

森林セラピーめぐり



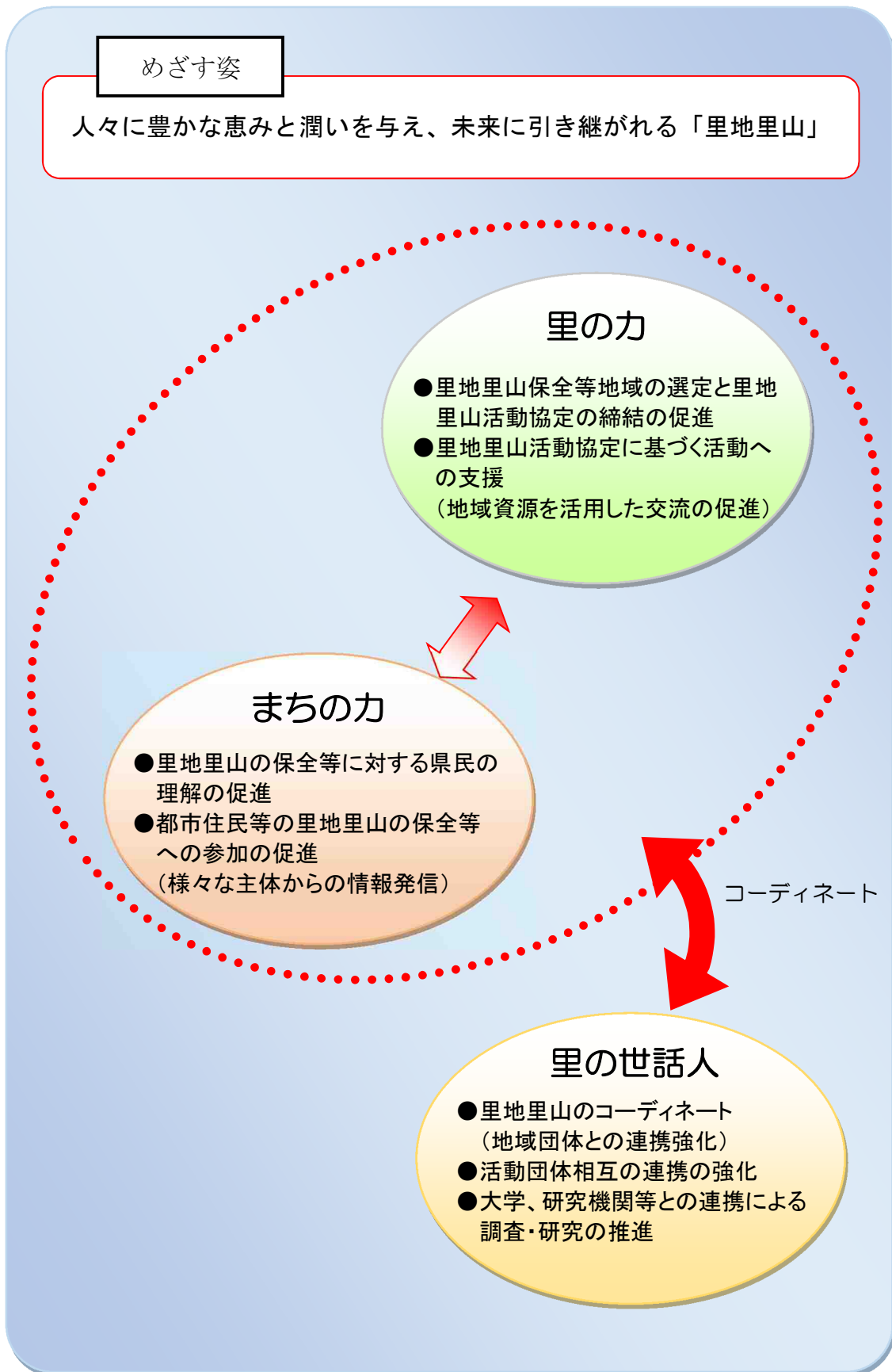
(秦野市菩提地域)

ざる菊まつり



(南足柄市大雄町五本松・原地域)

めざす姿と施策の方向の概念図



※ () は、重点的に取り組む事項

ウ 施策展開の視点

アの「施策の方向」に基づいた施策は、里地里山の保全等の活動の特性や現状と、イの重点的に取り組む事項を踏まえて、次の三つの視点に立って展開する必要があります。

(ア) 保全、再生及び活用の一体性及び継続性

里地里山が「保全」され多面的機能が発揮されることにより、その機能を利用し「持続可能な開発のための教育 ESD」への取組を含めた環境学習や自然体験等の「活用」が可能になり、これによって地域住民や県民の理解が深まり、地域住民や県民の「保全」の活動への参加が促進され、活動が継続的なものとなっていきます。

また、既に多面的機能が低下している里地里山では「再生」を行うことにより、十分にその機能が発揮されることとなり、「再生」から「保全」や「活用」が行われることによって、地域的な広がりや次世代への継承が可能となります。こうした取組は、持続可能な開発目標 SDGs の達成にもつながるものです。

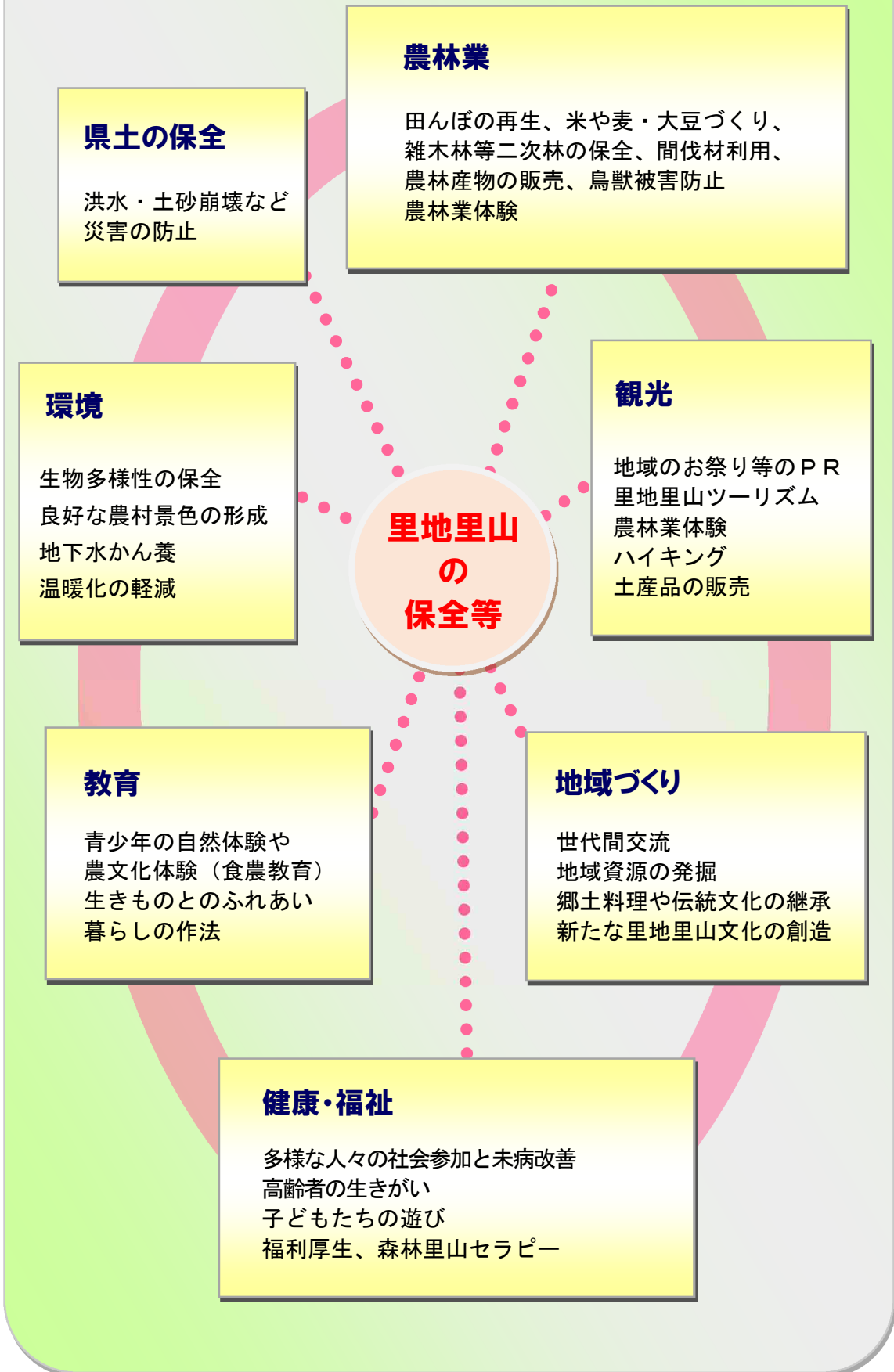
このようなことから、これらの活動を一体的に「保全等」としてとらえたとともに、里地里山の資源を活用した経済的活動を取り入れることや、里地里山の保全等の活動を担う次世代の人材育成を行うこと、そして里地里山の多面的機能の重要性を周知し、企業や大学等を含めた「まち」の人々の積極的な活動への参加を促進するなど、継続的な活動となるよう施策を展開する必要があります。

(イ) 保全等の活動がもたらす多様な効果

県が平成 21 年度から行った里地里山保全等促進事業（認定協定活動団体支援事業）等により実施された保全等の活動は、田んぼの復元や農業体験などの農林業の活動や、それらを通じた県土の保全、地元小学生による生きもの調査などの教育分野での活動、貴重な生きものや多様な生きものの生育環境の保全など環境に関する分野、観光行事の開催や体験型ツーリズムの実施などの観光分野、運動と社会参加の場を提供する未病改善分野、そして伝統的なお祭りや生活文化などの地域づくりの活動、さらに企業の CSR 活動の場としてなど、多様な展開が図られました。

このような活動の多様性を踏まえ、その活動を円滑に推進していくためには、これらに関わる多様な分野にわたる主体の連携や協働が対等な協力関係のもとに行われ、更には女性の主体的な参画、企業や大学をはじめとした教育機関等や多様な人々の参画による活動が行われるよう、施策を展開する必要があります。

保全等の活動がもたらす多様な効果



(ウ) 保全等の活動の検証・評価

里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図るためには、様々な人々が関わり「里の力」・「まちの力」と「里の世話人」が強く結びつき、保全等の活動を継続していくことが重要です。

また、その活動により生態系が保たれたとか、景観が保全されたなど、農林地等の保全により、多面的機能の発揮にどのような効果があったのかを検証し、評価を行い、その結果を明らかにすることは、「里」と「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対する理解や、積極的な保全活動への参加を促進するためにも重要です。

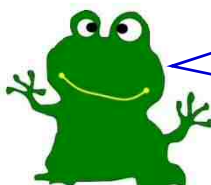
里地里山の情報発信

「かながわの里地里山」ホームページ・フェイスブック

ホームページとフェイスブックで里地里山の保全に関する取組を紹介しています。県の事業のほか、地域の里地里山のお祭りやイベント情報等を発信しています。

平成31年3月19日	京橋上郷松印町に新たに「利用区+自治体別里地里山活動協定」を締結しました。県内24団体目の締結になります。※New
平成31年2月21日	新たに厚木市の社業地蔵山保全地域を認定しました。県内21箇所目になります。※New
平成31年1月15日	「神奈川県里地里山保全協議会」の情報を追加しました。平成31年1月11日に第4回協議会を開催しました。※New
平成30年11月12日	「岩城町志保子+里地里山活動協定」活動報告情報を追加しました
平成30年8月16日	「里地里山保全活動実践アンケートの結果」の情報を追加しました
平成30年3月9日	「里地里山に関する実践アンケートの結果」の情報を追加しました

「さとっちゃん」が県内の里地里山情報を発信します。



かながわの里地里山
イメージキャラクター
「さとっちゃん」です！

【ホームページ】

【フェイスブック】

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f300562/>

<https://www.facebook.com/kanagawa.satoyama>



かながわの里地里山

検索

(3) 主な取組

(2) のア「施策の方向」、イ「重点的に取り組む事項」及びウの「施策展開の視点」を踏まえ、今後(2019～2023年度以降)取り組む施策、スケジュールを次のとおりとします。

施策体系

施策の方向と主な取組

人々に豊かな恵みと潤いを与え、未来に引き継がれる「里地里山」

ア 里の力
～地域の人々に守られている里地里山～

- (ア) **里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進**
 - a 保全等の機運醸成の取組への支援
 - b 地域の合意形成や保全等の方針づくりへの支援
 - c 里地里山活動協定の締結の促進への支援
- (イ) **里地里山活動協定に基づく活動の支援**
 - a 里地里山保全等の活動への支援
 - b 人材育成の取組への支援

イ まちの力
～みんなに大切にされている里地里山～

- (ア) **里地里山の保全等に対する県民の理解の促進**
 - a 里地里山に対する理解促進
 - b 里地里山にふれあう機会の提供
- (イ) **都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進**
 - a 都市住民等との交流促進への支援
 - b 人材育成の取組への支援
 - c 企業や大学をはじめとした教育機関等との連携の促進

ウ 里の世話人
～里地里山のコーディネート～

- (ア) **里地里山のコーディネート**
 - a 里地里山のコーディネートの推進
- (イ) **活動団体相互の連携の強化**
 - a 活動団体の交流の促進
 - b 活動に関する情報・ノウハウの共有
- (ウ) **大学、研究機関等との連携による調査・研究の推進**
 - a 保全等の効果の検証・評価
 - b 保全等の手法の調査・研究

ア 里の力 ～地域の人々に守られている里地里山～

「里」に住み、農林業を営み、その地域の特性などを良く理解した、地域に愛着を持つ人々を主体とした保全等の継続的な活動が推進されるよう、次の施策を講じます。
また、地域選定及び協定認定の数を増やし、活動を広げていきます。

(ア) 里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進

a 保全等の機運醸成の取組への支援

里地里山の保全等の活動のきっかけづくりや機運の醸成を図るため、情報収集や市町村への働きかけを行うなど、市町村が実施する取組に対して助言や協力を行います。



選定地域候補地の確認

b 地域の合意形成や保全等の方針づくりへの支援

土地所有者等や地域住民が主体となった保全等の活動に向けた地域の合意形成を図るため、市町村が実施する地域資源の現状や保全等に向けた課題等の調査、ワークショップ等の開催、保全等の方針の策定などの取組に対して助言や協力を行います。

c 里地里山活動協定の締結の促進への支援

里地里山活動協定の締結の促進を図るため、市町村が実施する活動団体づくり、活動計画の策定に必要な調査、地元調整などの取組を支援するとともに、円滑な協定の締結に向けた助言や協力を行います。



活動協定地の確認

(イ) 里地里山活動協定に基づく活動の支援

a 里地里山保全等の活動への支援

認定里地里山活動協定に基づいて行われる保全等の活動を促進するため、活動団体が行う農林地の保全等の活動や、継続的な活動を促進するため、観光を取り入れた地域資源の活用を図るなどの経済的な取組を多面的に支援します。

農林地の活用（生きもの調査）



(小田原市東栢山地域)

地域資源の活用（ざる菊まつり）



(南足柄市矢倉沢地域)

b 人材育成の取組への支援

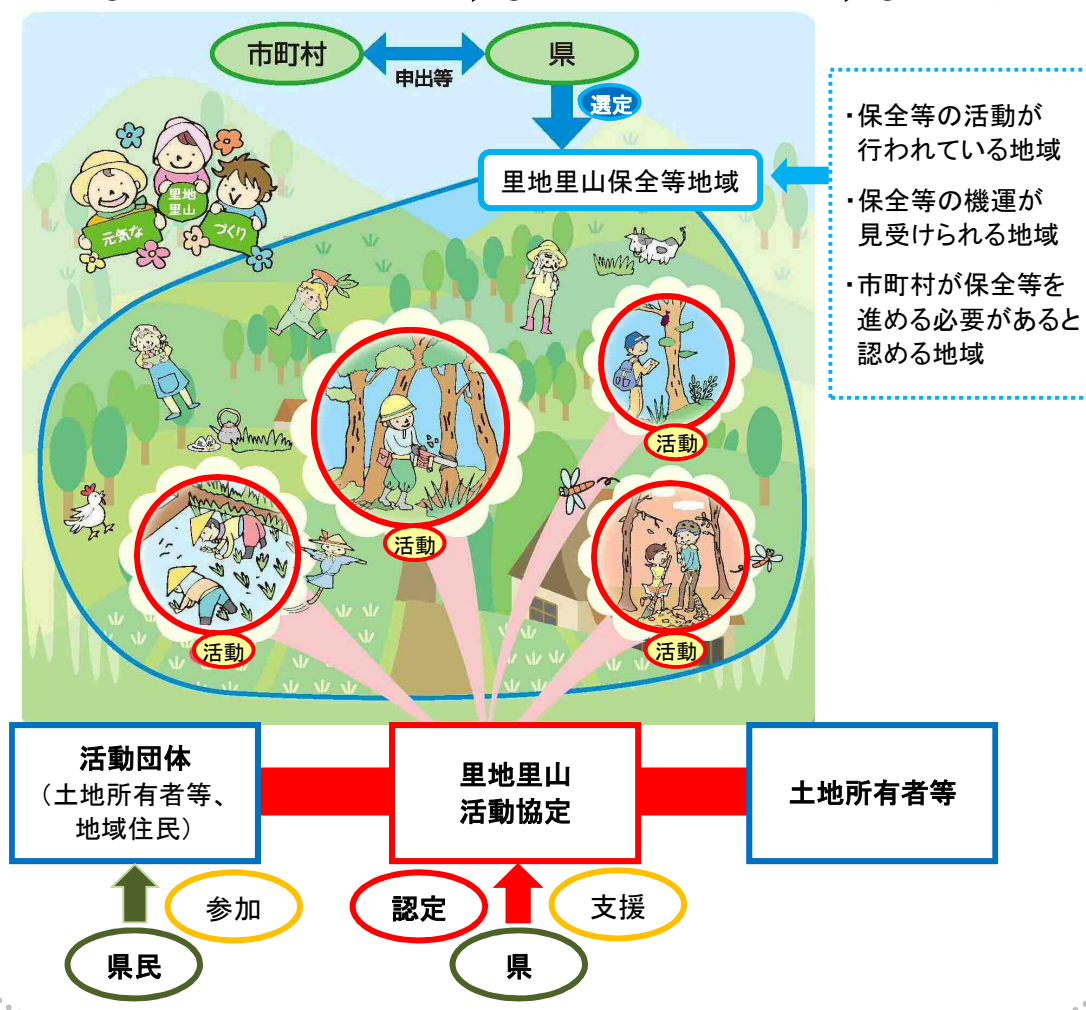
活動団体の活動を支える中心的な人材の確保や担い手の育成を通じて活動を継続的なものとするため、活動団体が行う活動のリーダーの育成、初心者講習会、技術研修会など多様な人材育成の取組を支援します。

スケジュール

施策	2019	2020	2021	2022	2023～
(7) 里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進	地域選定及び協定締結の促進				
(1) 里地里山活動協定に基づく活動の支援	活動への支援				
	人材育成の取組への支援				

条例による里地里山保全等地域の選定、里地里山活動協定の認定等の仕組み

①里地里山保全等地域の選定 ▶ ②里地里山活動協定の認定 ▶ ③活動支援



イ まちの力 ～みんなに大切にされている里地里山～

「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対するより一層の理解と里地里山の保全等の活動への参加を促進し、「まち」と「里」の人々とが相互に連携・協働した保全等の取組が推進されるよう、次の施策を講じます。

(ア) 里地里山の保全等に対する県民の理解の促進

a 里地里山に対する理解促進

里地里山シンポジウムの開催、教育機関や市町村との連携強化などにより積極的な情報発信を図り、県民に対するかながわの里地里山の理解促進に努めます。

里地里山シンポジウム



(H28 松田町)

b 里地里山にふれあう機会の提供

子ども里地里山体験学校等の様々な里地里山体験の取組を進めるとともに、活動団体が行う地域資源を生かした観光などの取組を支援することにより、県民が里地里山にふれあう機会を提供します。

子ども里地里山体験学校



(H30 秦野市寺山地域)

(イ) 都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進

a 都市住民等との交流促進への支援

都市住民等と活動団体との相互理解を深めるため、活動団体が実施する消費者団体や都市住民等へのPR活動や交流イベントの開催、情報発信などの取組を支援します。

かながわ食育フェスタ



(H30 そごう横浜店)

b 人材育成の取組への支援

都市住民等の里地里山の保全等の活動への参画を図るため、ボランティアの募集を進める他、活動団体が実施する初心者講習会や技術研修会などの人材育成の取組を支援します。

里地里山フェア



(H29 かながわ屋)

ｃ 企業や大学をはじめとした教育機関等との連携の促進

企業や大学等の多様な主体の知識やノウハウ等を、里地里山の保全等の活動に生かすため、活動団体と企業・大学をはじめとした教育機関等との連携を促進します。

スケジュール

施策	2019	2020	2021	2022	2023～
(7) 里地里山の保全等に対する県民の理解の促進	シンポジウム ● 体験学校 ●	○ 里地里山に対する理解促進 ○ 里地里山にふれあう機会の提供 体験学校 ●	シンポジウム ● 体験学校 ●	体験学校 ●	シンポジウム ● 体験学校 ●
(1) 都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進	○ 都市住民等との交流促進への支援				
	実施				
	○ 人材育成の取組への支援 ○ ボランティアの募集				
	○ 企業等や大学をはじめとした教育機関等との連携の促進				
実施					

企業連携イベント



(H30 相模原市城山町小松・城北地域)

JICA青年研修現地視察



(H29 厚木市七沢地域)

企業連携イベント



(H30 秦野市蓑毛地域)

企業連携イベント



(H29 川崎市黒川地域)

ウ 里の世話人 ～里地里山のコーディネート～

「里の力」や「まちの力」を十分に発揮させ、これらを効果的に結び付けるための連携の強化などの取組を促進し、保全等の活動が継続的なものとなるよう、次の施策を講じます。

(ア) 里地里山のコーディネート

a 里地里山のコーディネートの推進

活動を進める上での様々な課題を解決したり、活動団体と都市住民等の連携を促進するために、実践的かつ機動的な助言や調整を行います。

コーディネートの内容（例）

- ・ 里地里山の保全等の活動の機運醸成や合意形成の取組に向けた、地域住民、行政、都市住民等との調整
- ・ 里地里山の保全等の継続的な活動に向けた、自治会などの地域の団体や企業、大学をはじめとした教育機関等との連携、情報発信や経済的活動などの取組への助言

(イ) 活動団体相互の連携の強化

a 活動団体の交流の促進

県内の活動団体が参加する交流会等を開催し、活動団体間の相互理解を深め、共通の課題についての意見交換を行うなど連携の強化を図ります。



(H30 小田原市)

b 活動に関する情報・ノウハウの共有

里地里山の保全等の活動の事例やノウハウを収集・蓄積し、活動団体間で共有・活用できる資料として整備します。

(ウ) 大学、研究機関等との連携による調査・研究の推進

a 保全等の効果の検証・評価

里地里山の保全等の継続的な活動を促進するため、活動の効果について、大学・研究機関等と連携し、里地里山の多面的機能の観点から検証・評価し、活動団体にフィードバックします。

また、県民や企業等の里地里山の保全等の活動に対する理解と参加の促進を図るため、活動の効果について、研究成果の発表の場を設けるなど、検証・評価の結果を積極的に情報発信します。

想定される検証・評価の分野の例

- ・ 農地や二次林が保全されることの効果
- ・ 良好な景観の保全や伝統的生活文化の知恵や技術の継承
- ・ 生物多様性の確保 等

b 保全等の手法の調査・研究

里地里山の保全等の手法について大学・研究機関等と連携し、調査・研究を行い、より効果的な保全等の推進を図ります。

スケジュール

施策	2019	2020	2021	2022	2023～
(7) 里地里山のコーディネート		○ 里地里山のコーディネートの推進			
	実施				
(1) 活動団体相互の連携の強化	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●	交流会 ● 事例集 ●
(4) 大学、研究機関等との連携による調査・研究の推進		○ 保全等の効果の検証・評価 ○ 保全等の手法の調査・研究			
	検討・調査・研究				
			研究成果発表 ●		研究成果発表 ●

コーディネート活動



(南足柄市大雄町五本松・原地域)



(箱根町畑宿地域)

(1) 指針の推進主体

県は、指針の推進に当たって、土地所有者等や地域住民の主体性を尊重し、県民、企業、大学等の教育機関、市町村等と相互に連携・協働を図りながら、施策の具体化を推進します。

また、全国的な連携・協働の取組への参加を図ります。

(2) 県の推進体制

県は、里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、関係部局相互の連携強化を図るとともに、土地所有者等や地域住民はもとより県民の理解のもと円滑な指針の推進を図ります。

(3) 国への提案活動

本県の里地里山の保全等の促進に係る施策・制度について、機会をとらえ国に提案活動を行います。

(4) 指針の進行管理

社会経済情勢の変化及び里地里山を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するために、指針に示した施策の実施状況を定期的に点検するとともに指針を検証し、必要に応じて見直しを行います。

(参考1) 施策体系とスケジュール

めざす姿

人々に豊かな恵みと潤いを与え未来に引き継がれる里地里山

施策の方向

主な取組

スケジュール

里の力
～地域の人々に守られている里地里山～

「里」に住み、農林業を営み、その地域の特性などを良く理解した、地域に愛着を持つ人々を主体とした保全等の継続的な活動が推進されるよう、必要な施策を講じます。

- (ア) 里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の締結の促進
 - a 保全等の機運醸成の取組への支援
 - b 地域の合意形成や保全等の方針づくりへの支援
 - c 里地里山活動協定の締結の促進への支援
- (イ) 里地里山活動協定に基づく活動の支援
 - a 里地里山保全等の活動への支援
 - b 人材育成の取組への支援

2019	2020	2021	2022	2023～
地域選定及び協定締結の促進				
活動への支援				
人材育成の取組への支援				

まちの力
～みんなに大切にされている里地里山～

「まち」の人々の里地里山の多面的機能の重要性に対するより一層の理解と里地里山の保全等の活動への参加を促進し、「まち」と「里」の人々が相互に連携・協働した保全等の取組が推進されるよう、必要な施策を講じます。

- (ア) 里地里山の保全等に対する県民の理解の促進
 - a 里地里山に対する理解促進
 - b 里地里山にふれあう機会の提供
- (イ) 都市住民等の里地里山の保全等への参加の促進
 - a 都市住民等との交流促進への支援
 - b 人材育成の取組への支援
 - c 企業や大学をはじめとした教育機関等との連携の促進

2019	2020	2021	2022	2023～
シンポジウム ●		シンポジウム ●		シンポジウム ●
体験学校 ●	体験学校 ●	体験学校 ●	体験学校 ●	体験学校 ●
実施				
実施				
実施				

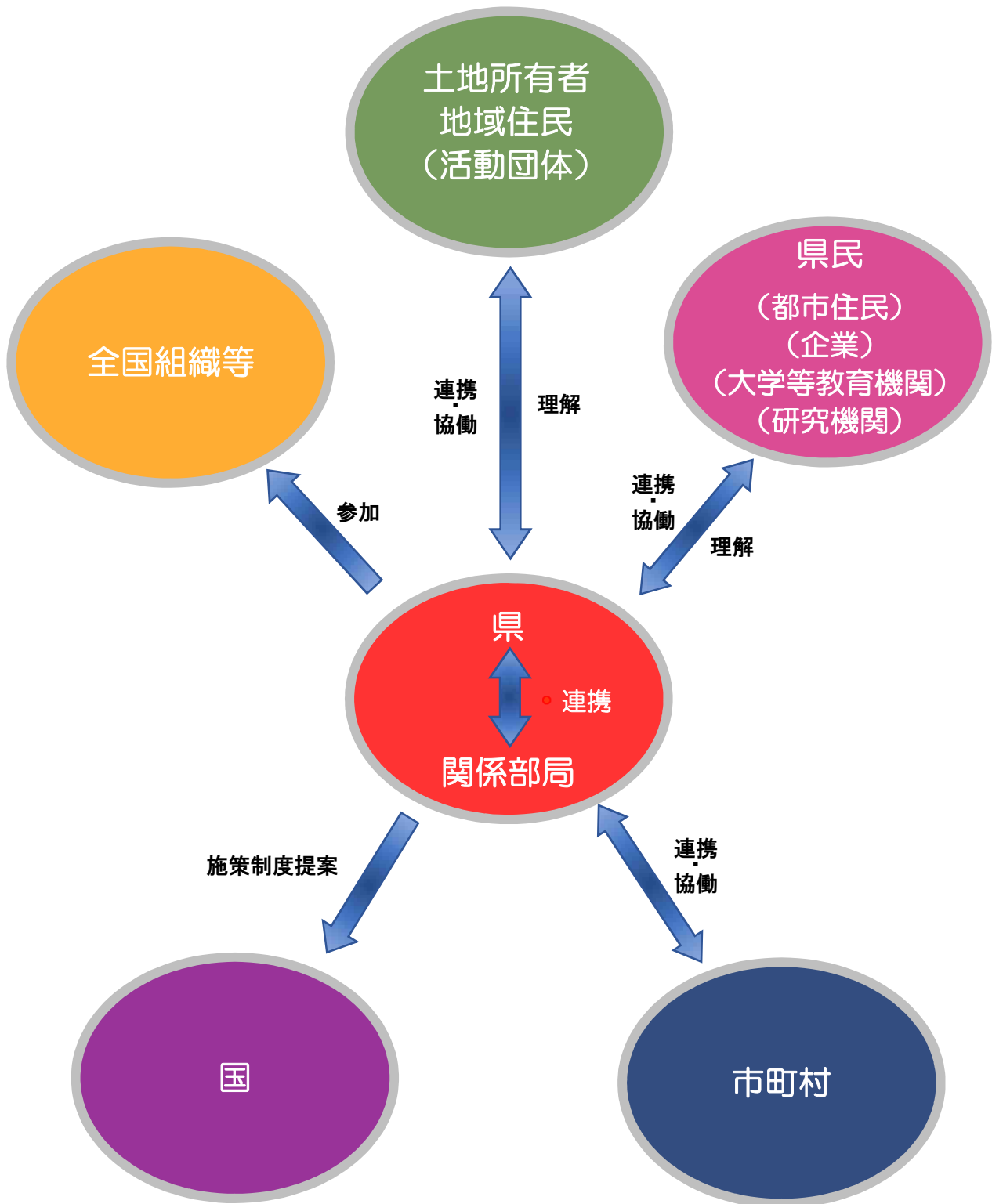
里の世話人
～里地里山のコーディネート～

「里の力」や「まちの力」を十分に発揮させ、これらを効果的に結び付けるための連携の強化などの取組を促進し、保全等の活動が継続的なものとなるよう、必要な施策を講じます。

- (ア) 里地里山のコーディネート
 - a 里地里山のコーディネートの推進
- (イ) 活動団体相互の連携の強化
 - a 活動団体の交流の促進
 - b 活動に関する情報・ノウハウの共有
- (ウ) 大学、研究機関等との連携による調査・研究の推進
 - a 保全等の効果の検証・評価
 - b 保全等の手法の調査・研究

2019	2020	2021	2022	2023～
実施				
交流会 ●	交流会 ●	交流会 ●	交流会 ●	交流会 ●
事例集 ●	事例集 ●	事例集 ●	事例集 ●	事例集 ●
検討・調査・研究				
		研究成果発表 ●		研究成果発表 ●

(参考2) 施策の推進体制図



(参考 3)

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例

平成 19 年 12 月 25 日

条例第 61 号

(目的)

第 1 条 この条例は、里地里山の保全、再生及び活用について、基本理念を定め、並びに県、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定めることにより、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里地里山 現に管理若しくは利用され、又はかつてされていた農地、水路、ため池、二次林（その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。）その他これらに類する土地（以下「農林地等」という。）の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている地域をいう。
- (2) 土地所有者等 里地里山の農林地等の所有者又は当該農林地等について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者をいう。
- (3) 里地里山の多面的機能 良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、レクリエーションの場の提供等の里地里山の有する多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

第 3 条 里地里山の保全、再生及び活用（以下「保全等」という。）は、里地里山がその地域の地形、気候その他の固有の自然条件の下に人々が生活を営む中で形成されるものであるという特質を有することにかんがみ、土地所有者等及び地域住民を主体とすべきことを旨として行われなければならない。

- 2 里地里山の保全等は、里地里山の多面的機能の恵沢を多くの県民が享受していることにかんがみ、土地所有者等、県民、県、市町村等が相互に連携し、及び協働すべきことを旨として行われなければならない。
- 3 里地里山の保全等は、地域の農林業の営みを尊重しつつ、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵沢を県民が将来にわたって享受できるよう、継続的に行われなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める里地里山の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、里地里山の保全等の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、里地里山の保全等に関する県民の理解を深め、県民の里地里山の保全等の活動への積極的な参加を促進するために、広報その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、里地里山の保全等の促進に関する施策の推進に関し、市町村との連携を図るとともに、市町村が行う里地里山の保全等に関する施策との調整に努めるものとする。
- 4 県は、市町村が行う里地里山の保全等に関する施策の推進に関し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深め、里地里山の保全等が図られるよう努めるとともに、県が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能に関する理解を深めるとともに、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 里地里山の保全等の活動に積極的に参加するとともに、当該活動がその居住する地域に係るものであるときは、主体的に取り組むこと。
- (2) 里地里山の保全等に当たっては、土地所有者等及び地域住民による地域の特性を生かした主体的な取組を尊重しつつ、これらの者と連携し、及び協力すること。
- (3) 県が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力すること。

(指針の策定)

第7条 知事は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、里地里山の保全等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 里地里山の保全等の促進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、社会経済情勢の変化及び里地里山を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、定期的に指針を検証し、必要に応じ指針の変更を行わなければならない。

4 知事は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(里地里山保全等地域の選定等)

第8条 知事は、土地所有者等及び地域住民の主体的な活動により里地里山の保全等が図られると認められる地域を、当該地域を管轄する市町村長からの申出により、里地里山保全等地域として選定することができる。

- 2 知事は、前項の規定によるほか、特に必要があると認めるときは、申出によらずに里地里山保全等地域を選定することができる。この場合においては、知事は、あらかじめ、当該選定をしようとする地域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定により里地里山保全等地域を選定したときは、遅滞なく、当該里地里山保全等地域を管轄する市町村長にその旨を通知するとともに、その旨並びにその名称及び区域を公表するものとする。
- 4 前3項の規定は、里地里山保全等地域の選定の解除及びその地域の変更について準用する。

(里地里山活動協定の認定)

第9条 前条第1項又は第2項の規定により選定された里地里山保全等地域の農林地等において、里地里山の保全等の活動を行おうとする活動団体及び当該活動が行われる農林地等の土地所有者等は、次に掲げる事項を定めた協定（以下「里地里山活動協定」という。）を締結し、当該里地里山活動協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。

- (1) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域及び面積
- (2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の利用に関する事項
- (3) 活動団体が行う里地里山の保全等の活動の内容
- (4) 里地里山活動協定に違反した場合の措置
- (5) 里地里山活動協定の有効期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の「活動団体」とは、次の各号のいずれにも該当する団体をいう。

- (1) 里地里山の保全等の活動の対象となる農林地等の土地所有者等又は地域住民が主たる構成員となっている団体
- (2) 里地里山の保全等の活動が適切に行われるために必要な体制の整備その他の規則で定める要件に適合する団体

3 第1項の認定を受けようとする活動団体及び土地所有者等は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当するときは、第1項の認定をするものとする。

- (1) 里地里山活動協定の内容が、この条例及び関係法令に違反するものでないこと。
- (2) 里地里山活動協定の内容が、その対象となる農林地等の利用を不当に制限するものでないこと。
- (3) 里地里山活動協定の内容が、その対象となる農林地等の区域が含まれる里地里山保全等地域における里地里山の保全等に資すると認められるものであること。
- (4) 里地里山活動協定に係る里地里山の保全等の活動が継続的に行われると認められるものであること。

5 知事は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に係る里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

6 知事は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る活動団体及び土地所有者等にその旨を通知しなければならない。

(認定里地里山活動協定の変更)

第10条 前条第1項による認定を受けた里地里山活動協定(以下「認定里地里山活動協定」という。)に係る活動団体及び土地所有者等は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

(認定里地里山活動協定の廃止)

第11条 認定里地里山活動協定(認定里地里山活動協定の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る活動団体又は土地所有者等は、当該認定里地里山活動協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定里地里山活動協定の認定の取消し)

第12条 知事は、認定里地里山活動協定に係る活動団体が第9条第2項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は認定里地里山活動協定が同条第4項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

2 第9条第6項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(認定里地里山活動協定に係る活動に対する支援)

第13条 県は、認定里地里山活動協定に係る活動団体に対し、当該認定里地里山活動協定に基づく活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告又は資料の提出)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定里地里山活動協定に係る活動団体又は土地所有者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

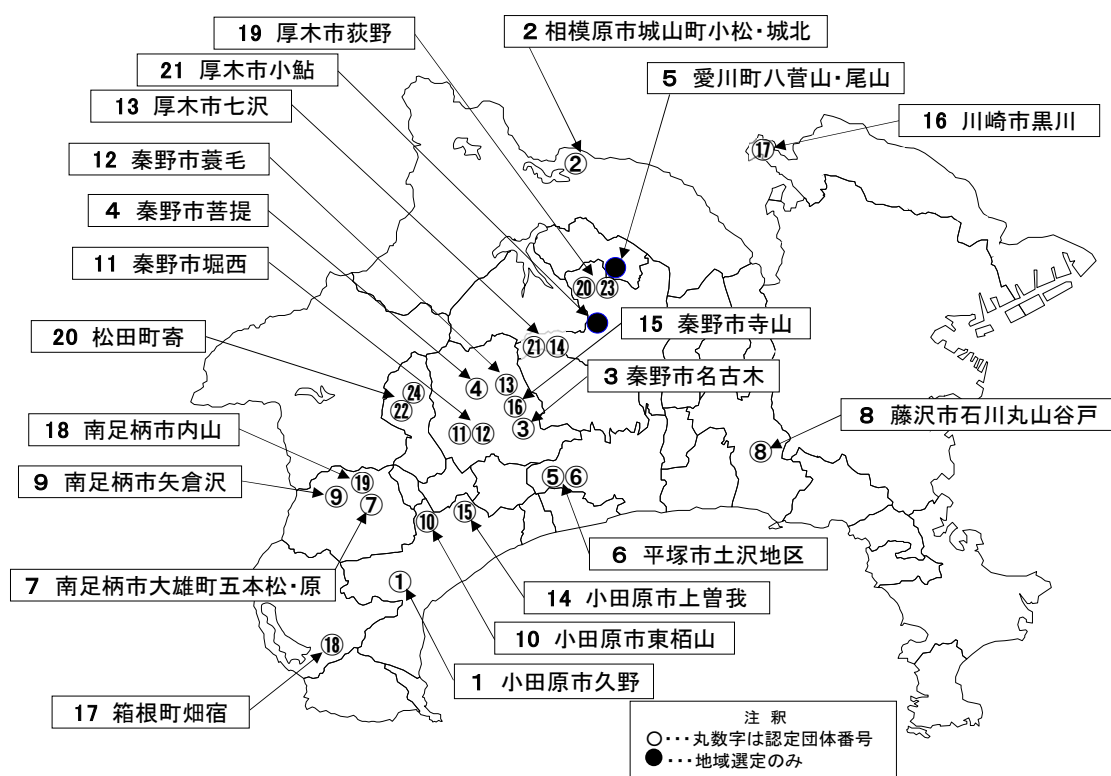
第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(参考4) 地域選定及び協定認定の状況 (2019年3月現在)



2019年3月20日現在

里地里山保全等地域の選定の状況			里地里山活動協定の認定の状況		
番号	選定年月日	地域の名称	番号	当初認定年月日	活動団体名
1	2008年12月2日	小田原市 久野	①	2009年9月15日	美しい久野 里地里山協議会
2	2008年12月2日	相模原市城山町 小松・城北	②	2009年7月14日	「小松・城北」里山をまもる会
3	2009年3月27日	秦野市 名古屋	③	2009年7月30日	名古屋里山を守る会
4	2009年3月27日	秦野市 菩提	④	2009年7月30日	表丹沢菩提里山づくりの会
5	2009年3月27日	愛川町 八菅山・尾山			
6	2009年4月22日	平塚市 土沢地区	⑤	2009年10月27日	里山をよみがえらせる会
			⑥	2009年10月27日	土屋里地里山再生グループ
7	2009年5月26日	南足柄市 大雄町五本松・原	⑦	2010年3月25日	五本松・原花咲く里山協議会
8	2009年9月15日	藤沢市 石川丸山谷戸	⑧	2009年10月27日	石川丸山ホテル保存会
9	2010年3月9日	南足柄市 矢倉沢	⑨	2011年2月21日	矢倉沢里地里山会
10	2011年2月1日	小田原市 東栢山	⑩	2011年4月1日	金次郎のふる里を守る会
11	2011年5月31日	秦野市 堀西	⑪	2011年7月25日	波多川四十八瀬を愛する会
			⑫	2012年6月25日	堀西里地里山保全地域を守る会
12	2012年2月7日	秦野市 蓑毛	⑬	2012年5月24日	蓑毛里地里山保全地域を守る会
13	2012年3月13日	厚木市 七沢	⑭	2012年8月29日	七沢里山づくりの会
			⑰	2016年5月20日	NPO法人里山ネット・あつぎ
14	2013年3月1日	小田原市 上曾我	⑮	2013年4月30日	曾我山応援隊
15	2013年5月28日	秦野市 寺山	⑯	2013年9月25日	中丸の里山を守る会
16	2014年3月17日	川崎市 黒川	⑰	2014年8月7日	黒川里地里山保全会
17	2014年3月17日	箱根町 畑宿	⑱	2014年9月5日	箱根旧街道畑宿里山と清流を守る会
18	2014年7月8日	南足柄市 内山	⑲	2015年3月27日	内山里地里山の会
19	2015年3月26日	厚木市 荻野	⑳	2015年5月12日	荻野三つ沢の里山を守る会
			㉓	2017年5月16日	特定非営利活動法人 ゆめのシステムプロジェクト
20	2016年8月22日	松田町 寄	㉒	2017年3月31日	寄ロウバイの会
			㉔	2019年3月19日	土佐原桜の会
21	2019年2月21日	厚木市 小鮎			
13,914.28 ha 21地域 (8市、3町)			47.22 ha 24協定 (8市、2町)		

※番号は選定・認定順

活動団体の写真

<p>① 美しい久野里地里山協議会 (小田原市)</p>	<p>② 「小松・城北」里山をまもる会 (相模原市)</p>
 <p>もみじの植栽</p>	 <p>生物多様性の保全に重要な ビオトープの維持管理</p>
<p>③ 名古木里山を守る会 (秦野市)</p>	<p>④ 表丹沢菩提里山づくりの会 (秦野市)</p>
	 <p>ヤマのがっこう(農作業体験)</p>
<p>⑤ 里山をよみがえらせる会 (平塚市)</p>	<p>⑥ 土屋里地里山再生グループ (平塚市)</p>
 <p>収穫体験</p>	

<p>⑦ 五本松・原花咲く里山協議会 (南足柄市)</p>	<p>⑧ 石川丸山ホタル保存会 (藤沢市)</p>
	 <p>稲のはさがけ</p>
<p>⑨ 矢倉沢里地里山会 (南足柄市)</p>	<p>⑩ 金次郎のふる里を守る会 (小田原市)</p>
 <p>ざる菊まつり</p>	 <p>稲刈り体験</p>
<p>⑪ 波多川四十八瀬を愛する会 (秦野市)</p>	<p>⑫ 堀西里地里山保全地域を守る会 (秦野市)</p>
	

⑬ 蓑毛里地里山保全地域を守る会
(秦野市)



ポピーの摘み取り

⑭ 七沢里山づくりの会
(厚木市)



⑮ 曾我山応援隊
(小田原市)



みかんの収穫体験

⑯ 中丸の里山を守る会
(秦野市)



田植え体験

⑰ 黒川里地里山保全会
(川崎市)



里山の観察会

⑱ 箱根旧街道畑宿里山と清流を守る会
(箱根町)





箱根旧街道石畳の散策

<p>⑱ 内山里地里山の会 (南足柄市)</p>	<p>⑳ 荻野三つ沢の里山を守る会 (厚木市)</p>
 <p>赤ソバ・ザルギクまつり</p>	
<p>㉑ NPO法人里山ネット・あつぎ (厚木市)</p>	<p>㉒ 寄ロウバイの会 (松田町)</p>
	 <p>ロウバイまつり</p>
<p>㉓ 特定非営利活動法人 ゆめのシステム プロジェクト (厚木市)</p>	<p>㉔ 土佐原桜の会 (松田町)</p>
 <p>アイガモ農法をしている田</p>	

(参考5)

かながわランドデザインにおける里地里山保全の位置づけ

＜かながわランドデザイン（総合計画） 第2期実施計画プロジェクト編＞

<p>柱</p> 	<h1>まちづくり</h1>
	<p>プロジェクト</p> <h1>21</h1> <h2>自然</h2> <p>～多様な生物を育む自然環境の保全と活用～</p>
	<p>森林地域ではニホンジカの過密化などにより植生が衰退し、里地里山や都市のみどりでは手入れが行き届かず、それぞれが持つ機能が十分に発揮されないなどの課題があります。</p> <p>そこで、県民参加や地域・団体などとの連携により、森林、里地里山、都市のみどりの保全や再生に取り組み水源かん養、生物多様性の確保、生活にうるおいややすらぎをもたらすことなど自然の有する多面的機能の維持・回復を図ります。</p> <p>また、人と動物が共生できる環境づくりを進めます。</p>

森林整備により回復した下層植生(秦野市寺山)

- ▶ 豊かな水と多様な生物を育む森林づくり
- ▶ 豊かな恵みとおいしいのある里地里山・都市のみどりづくり
- ▶ 人と動物が共生できる環境づくり

環 政 保 士

具体的な取組み

A 森林の保全・再生

- 良質な水を将来にわたり安定的に確保していくため、水源かん養などの公益的機能の高い活力ある森林づくりを進めるとともに、県民参加による啓発活動を推進するなど、水源環境の保全・再生に取り組みます。
- 丹沢大山の自然環境の劣化に対応するため、土壌流出対策、植生保護柵の設置、ニホンジカの保護管理などの自然再生施策に取り組みます。

主な取組内容	2015	2016	2017	2018
豊かな水を育む水源環境の保全・再生 実施主体 県、市町村、民間				
	保全・再生の推進			
丹沢大山の自然再生施策の推進 実施主体 県、市町村、民間				
	自然再生施策の推進			

B 里地里山の保全・活用

- 多様な生物を育み、良好な景観やレクリエーションの場を提供するなど里地里山の有する多面的機能を発揮し、次世代への継承を図るため、保全が必要な地域の選定、保全活動を行う団体への支援及び保全活動への県民参加を促す普及啓発に取り組みます。

主な取組内容	2015	2016	2017	2018
里地里山の保全活動への支援や普及啓発の実施 実施主体 県、市町村、民間				
	保全活動団体への支援など			

C 都市のみどりの保全・活用

- 都市の貴重な緑地を次世代へ継承するため、残された緑地を保全し、買い入れた緑地の適切な維持管理に取り組むとともに、小網代の森の環境学習の場としての活用を促進します。
- 都市のみどりを保全・活用するため、県立都市公園の整備や三浦半島国営公園の誘致などに取り組みます。

主な取組内容	2015	2016	2017	2018
都市の緑地の保全・維持管理及び小網代の森の環境学習の場としての活用 実施主体 県、市町村、民間				
	緑地の保全と適切な維持管理及び小網代の森の活用 小網代の森のトイレ整備			
県立都市公園の整備推進や国営公園の誘致 実施主体 県、市町村、民間				
	県立都市公園の整備など			

D 人と動物との共生

- 野生鳥獣による生態系への影響や農林業被害などの軽減を図るため、地域が主体となって行う捕獲などの対策への支援及び被害対策を担う人材の確保及び育成などに取り組みます。
- ペットの終生飼養の推進と犬・猫へのマイクロチップ装着、ドッグウォーキングなどを普及し、犬・猫殺処分ゼロの継続と、動物保護センターの再整備に取り組みます。

主な取組内容	2015	2016	2017	2018
野生鳥獣の保護管理の推進 実施主体 県、市町村、民間				
	野生鳥獣の保護管理、人材の確保など			
ペットの終生飼養の推進、マイクロチップの普及、動物保護センターの再整備 実施主体 県、民間				
	終生飼養の推進、マイクロチップの普及など 動物保護センターの再整備			

(参考6) 取組事例

里の力

- ・里地里山活動協定の締結の促進への支援
松田町寄地域（寄ロウバイの会）における既存活動団体への県・町合同の制度説明会の実施
新規協定の締結に向けた地域団体（松田町寄）への制度説明会の実施
- ・里地里山保全等地域の選定への支援
制度説明・現地調査の実施（綾瀬市、厚木市、相模原市）

まちの力

- ・里地里山保全等に対する県民の理解の促進
子ども里地里山体験学校
- ・都市住民等の里地里山の保全等への参加
都市住民等との交流促進
市民ボランティアを対象としたサポート隊結成（荻野）
協定団体と地域自治会との協働した取組
小松・城北 里山まつり
大雄町五本松・原、矢倉沢、内山 ざる菊祭り
菩提 フェスタ、森林里山セラピー
黒川 アート
- ・企業等との連携促進
小田急電鉄株式会社との連携イベント
NPO 法人よこはま里山研究所等との連携イベント
物産・観光プラザ「かながわ屋」での里地里山産品販売・パネル展示
ユーコープかながわ県本部との協働取組「ヤマのがっこう」
富士ゼロックスとの連携（足柄茶の収穫等（矢倉沢））
湘南ウェディングサポートとの婚活イベント（田植え～収穫（蓑毛））

里の世話人

- ・里地里山のコーディネーター
アドバイザー活動
県での説明（「里の力」への支援含む）
活動団体交流会（里地里山サミット）

(参考7)

かながわの里地里山に対する期待とアンケート結果概要

平成20年度に実施した県政モニター県政課題アンケートにおいて、「里地里山の保全等の必要性」については、96%の方が「必要である」と回答しており、こうした期待に応えるため、指針に基づき様々な施策を実施してきました。多くの県民の皆様に参加していただける里地里山体験イベント（子ども里地里山体験学校）や里地里山に対する理解を深めていただく機会（里地里山シンポジウム）の提供等を行いました。

た。

平成25年5月に実施したe-かなネットアンケートにおいても、里地里山の必要性は「必要である」と「どちらかという必要である」を合わせて93%と高い理解を得ています。

また、同様の内容により平成30年2月に実施したe-かなネットアンケートにおいても、里地里山の必要性は「必要である」と「どちらかという必要である」を合わせて93%と高い理解を得ています。

このアンケートでは61名の方から回答をいただきました。回答者の年代は30～70代が多く、男女比は半々、地域別には横浜市、川崎市在住の方が7割近くを占めました。

「里地里山の役割や機能で重要と思うもの」を聞いたところ、その上位は次のようになっています。

- ・「多様な生物を育む空間、生物多様性の確保」(75%)
- ・「四季折々の風景・良好な景観の形成」(69%)
- ・「水源かん養」(57%)
- ・「気温上昇抑制などの気候の緩和」(44%)
- ・「県土の保全、洪水、土砂崩壊など災害の防止」(44%)
- ・「情操・環境教育の場」(44%)

このように、里地里山の保全の必要性については、前述した「子ども里地里山体験学校」の参加者の感想にもあるように、多くの方が必要であると認識しており、里地里山の様々な機能が発揮されることが変わらず期待されていることがわかります。

また、平成21年度から保全等に取り組んでいる活動団体からは、活動を通じて地域の保全に対する意識が芽生えたという声や、企業との連携により地域の活力が高まったという声がありました。

<アンケート結果概要>

- ・e-かなネットアンケート（里地里山に関する意識調査）：H30.2月実施
- ・里地里山活動状況アンケート（条例認定団体、その他の団体）：H30.2月実施

（参考8） 市町村の条例等独自の取組

条例による取組

- ・相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例
- ・厚木市里地里山保全等促進条例

補助事業制度等による取組

- ・川崎市里地里山保全等促進事業
- ・藤沢市里地里山保全等補助金交付
- ・里山ふれあいの森づくり事業（秦野市）
- ・海山に育ち親しむ子どもたち里山管理体験実施要領（葉山町）

(参考9) 神奈川県里地里山保全協議会

名 称	神奈川県里地里山保全協議会	
設置根拠要綱等	神奈川県里地里山保全協議会設置要領	
設置年月日	平成29年12月5日 ※現構成員の任期開始日	
設置目的	「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用に関する条例」及び「かながわ里地里山保全等促進指針」の見直しにあたって、将来の里地里山保全、再生及び活用を図るための必要な施策を検討する。	
構成員数・選任期間	10人・2年	
公募構成員の有無	有	
構成員の氏名（役職）	相原 國雄 （表丹沢菩提里山づくりの会会長） 青木 一実 （小田原市経済部農政課長） 足立 千秋 （厚木市環境農政部環境政策課長） 倉本 宣 （明治大学教授） ◎小池 治 （横浜国立大学教授） ○古賀 学 （松蔭大学教授） 斎藤 静子 （神奈川県消費者団体連絡会幹事） 早乙女 尊幸 （小田急電鉄株式会社CSR・広報部調査役） 八木 隆子 （公募構成員） 吉武 美保子 （特定非営利活動法人よこはま里山研究所理事） （敬称略・50音順、◎会長、○副会長）	
意見を求める事項	「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用に関する条例」及び「かながわ里地里山保全等促進指針」の見直しのための、将来の里地里山保全、再生及び活用に必要な施策に係る事項	
会議公開	原則公開（会議開催時に決定）	
会議開催日	第1回	平成29（2017）年12月14日
	第2回	平成30（2018）年3月29日
	第3回	平成30（2018）年7月19日
	第4回	平成31（2019）年1月11日

神奈川県里地里山保全協議会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県里地里山保全協議会の設置等に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用に関する条例(以下、「条例」という。){及び「かながわ里地里山保全等促進指針」(以下「指針」という。){の見直しにあたって、将来の里地里山保全、再生及び活用を図るための必要な施策を検討するため、神奈川県里地里山保全協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌する事項は次のとおりとする。

- (1) 条例及び現行指針のこれまでの施策評価
- (2) 新たに必要となる里地里山の保全、再生及び活用の促進施策等の検討
- (3) 条例改正及び指針改定の必要性についての検討
- (4) 前各号に係る検討結果取りまとめ

(設置期間)

第4条 協議会の設置期間は、2年以内とする。

(協議会の構成員及び組織)

第5条 協議会の構成員は、里地里山に関する知見を有する者、農業者及び県民並びに関係行政機関の職員等から、環境農政局長が選任する。

- 2 協議会は、構成員10名以内で組織する。
- 3 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に会長及び副会長を各1人おき、構成員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
- 7 会長、副会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が代理する。

(運営)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて第3条各号に規定する事項の検討にあたって構成員以外の者に助言を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務等は事務局が行い、事務局は環境農政局農政部農地課内に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

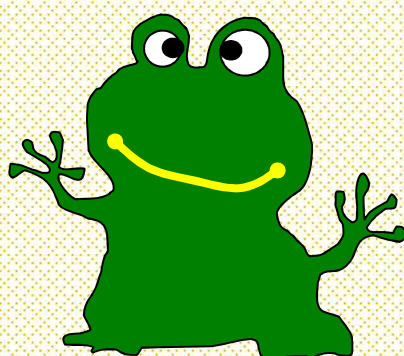
この要領は、平成24年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月19日から施行する。



神奈川県内の里地里山情報を、わかりやすく発信中！



かながわの里地里山イメージキャラクター「さとっちゃん」

【県のホームページ】

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f300562/>



【フェイスブック】

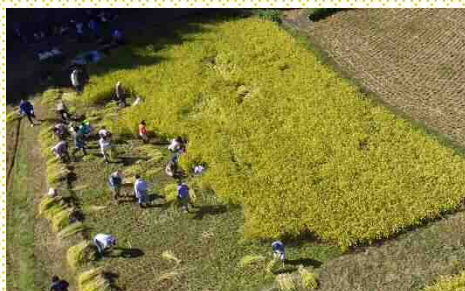
<https://www.facebook.com/kanagawa.satoyama>



かながわの里地里山

検索

公式 Facebook でも、イベントや活動報告などの
里地里山情報を発信中！



〈発行・お問合せ〉 神奈川県環境農政局農政部農地課農地活用グループ 電話(045)210-4475(直通)
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-1111(代表) 内線 4475~4478 FAX(045)210-8852



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。
Kanagawa committed to SDGs

SDGs 未来都市 神奈川県

人々に豊かな恵みと潤いを与え、未来に引き継がれる「里地里山」を目指して

